

個別分野2：日本企業の海外展開支援

中期目標

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

- 1 日本経済の成長を後押しするべく、在外公館に設置した日本企業支援窓口やインフラプロジェクト専門官等の更なる活用、農林水産品等の広報及び法的側面からの支援体制の強化等により、日本企業支援を効果的に推進する。
- 2 投資関連協定については、平成28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において100か国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。
- 3 海外における知的財産保護強化に向けた取組として、
 - (1) 国際社会における知的財産保護の促進を図る。
 - (2) 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
 - (3) 日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

日本企業支援強化に向けた取組

- 日本企業からの相談・照会対応、外国政府当局への働きかけ、公館施設を活用したPR事業等、日本企業支援窓口にて対応。本省と在外公館の有機的連携を図るための「共創プラットフォーム」の考え方を打ち出し、経済的威圧についても相談窓口を設置した。（[令和5年度事前分析表 p.207](#)）
- インフラ事業の入札フォローアップや、大型インフラ案件に携わる競合国企業の動向や任国の関連制度に関する情報収集、インフラネットワーキング会合や実務者対話の開催に向けた準備などを実施した。（[同上](#)）
- 農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを4公館にて契約（令和4年度～）。EU代表部では農林水産品等PRのほか、本アドバイザーが各加盟国常駐代表部に対し、東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制撤廃についての理解を求め、令和5年8月のEUによる輸入規制撤廃の一助となった。（[同上](#)）

今後の方向性

- 日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。農林水産物・食品の輸出に関し、令和7年2兆円、令和12年同5兆円の目標達成に寄与すべく、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）やアドバイザーの活用を促進する。
- インフラシステム海外展開戦略に沿って、官民連携（PPP）案件推進に向け、現地企業と日本企業とのネットワーキング会合等の開催や、日本企業を対象としたPPP案件組成に関する勉強会開催などの活動を強化していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 労働問題や、投資規制、税務問題等、海外進出企業が直面することの多いテーマに関して、セミナーを実施したり、日本企業からの個別相談に応じたりする等の支援を行った。（[詳細：外交青書2023 第3節](#)）
- APEC・ビジネス・トラベル・カード（ABTC）の日本審査・交付当局として、令和3～5年度、39,192枚のABTCを交付し、邦人ビジネス関係者のAPEC域内の円滑な移動に寄与した。

今後の方向性（続）

- 日本企業からの個別相談等、JETROの提供している支援との差別化を考えながら、本事業に取り組む必要がある。具体的には、現地の日本企業に共通する悩みを拾い上げ、外国政府当局への働きかけ等に積極的に取り組むこと等で、日本企業支援を強化する。
- ABTC交付及び運用の実現を通じて、邦人ビジネス関係者の円滑なAPEC域内移動に貢献する。

対外・対日直接投資の戦略的な後押し

- 投資関連協定
 - 令和5年9月、日・バーレーン投資協定が発効（令和4年6月に署名）。
 - 令和5年8月、日・アンゴラ投資協定に署名。
- 令和6年1月末時点で、発効済みの投資関連協定と署名済み・未発効の投資関連協定の合計は56本で、81の国・地域をカバー。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると、94の国・地域、日本の対外直接投資額の約95%をカバー。（参考：[令和5年度事前分析表 p.210](#)）
- 126の在外公館に設置した「[対日直接投資推進担当窓口](#)」等を活用した対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーを実施した。
- 令和5年6月、海外からの人材・資金の投資誘致体制を抜本強化するため、ニューヨーク（米）、ロンドン（英）、デュッセルドルフ（独）、パリ（仏）、シドニー（豪）の5拠点に在外公館長及びJETRO海外事務所長との連携による「FDI（対日直接投資）タスクフォース」を設置し、広報活動及び働きかけを強化した。

- 現在交渉中の協定については、我が国が重視する規定が盛り込まれるよう努めつつ、引き続き早期妥結に向けて取り組む。
- 新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的なニーズ等も踏まえながら、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。
- FDIタスクフォース設置5拠点等において、外国企業による対日直接投資・誘致促進に向けて広報活動・働きかけを強化する。日本での具体的なビジネスチャンスを示せるよう関係省庁と連携する。
- 省庁横断の会議体等において、在外公館の意見・要望を他省庁へインプットし、我が国の投資環境の改善に貢献する。

海外における知的財産保護強化に向けた取組

- WTO貿易関連知的所有権（TRIPS）理事会（年3回）、WTO閣僚会議（第12回：令和4年6月、第13回：令和6年2月）、世界知的所有権機関（WIPO）加盟国総会（年1回）、APEC知的財産権専門家会合（IPEG）（年2回）といった国際的な枠組みにおける議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護の強化に寄与した。また、タンWIPO事務局長の訪日の際には、林外務大臣（令和5年2月）、辻外務副大臣（令和6年2月）との間で意見交換を行い、知的財産分野におけるWIPOとの連携の重要性を確認した。

- 多数国間の議論への一層の積極的な参加を通じ、知的財産分野の国際的な連携強化に寄与する。
- 経済連携協定の交渉において、より高いレベルの知的財産保護が確保できるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化や、模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への英国の新規加盟に際しては、知的財産章における保護水準を維持すべく他の関係国との調整に寄与した。また、日・インドネシアEPAの一般見直しにおいては、知的財産の保護水準の引き上げを達成した。さらに、イスラエル及びバングラデシュとのありうべきEPAに向けた共同研究においては、知的財産保護の重要性を先方当局との間で確認した。
- 在外公館を通じた日本企業支援体制の強化を目的として、各在外公館に配置されている知的財産担当官を対象とする**知的財産担当官会議を開催**した（年2回）。関係省庁や企業の代表者の出席を得て、各国の知的財産分野の現状、侵害案件の実情、日本企業に対する支援の実例について情報共有等を行い、知的財産担当官の知見を広げ能力強化を図った。（参考：[令和5年度事前分析表 p.212](#)）

今後の方向性（続）

- 海外における日本企業の知的財産の適切な保護のため、在外公館による情報収集体制の強化、知的財産担当官の能力強化、現地関係機関との連携強化等を行い、日本企業に対する支援体制を一層強化する。



評価結果

【日本企業支援】

- EUにおける日本産食品に対する輸入規制撤廃など、輸出促進の観点から有益であり、農林水産品等の広報等、引き続き他省庁、地方自治体と連携して取り組んでいく必要がある。
- 評価対象期間を含め、実施公館を増やしており、法的側面からの支援体制の強化等やAPEC・ビジネス・トラベル・カードを通じた取組により、日本企業支援を効果的に推進するという中期目標は一定程度達せられた。日本企業からは、取組を評価する声寄せられた。引き続き、日本企業のニーズや各国の社会情勢、JETRO等の他手段によるサポート体制の有無を踏まえ、日本企業支援を実施していく必要がある。在外公館が企業側の事情やニーズに呼応できるよう、「共創プラットフォーム」の考え方のもと、一部公館での経済広域担当官を指名した。

【対外・対日直接投資の戦略的な後押し】

- 投資協定の締結推進に関しては、交渉に当たっては相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努めながら、日・バーレーン投資協定の署名・発効や日・アンゴラ投資協定の署名等の成果をあげた。令和6年1月末時点で、発効済み、署名済み・未発効及び現在交渉中の投資協定の合計は日本の対外投資額の約95%をカバーしており、ビジネス環境整備の観点から一定の成果を達成。
- 本邦において、対日直接投資促進に向けて「**グローバル・ビジネス・セミナー**」を**毎年度開催**。対日直接投資・誘致に関心のある外国企業、投資家、在京大使館、地方自治体等を対象に日本の投資環境の魅力や重点取組分野等を広く対外発信している。本セミナーを通じて、外国企業・在京大使館等に対し、投資先としての日本の魅力を広く周知することに繋がった。

【海外における知財保護】

- 国際機関における議論や経済連携協定交渉等を通じ知的財産の国際的な保護水準の引き上げに寄与したほか、平成17年からほぼ全ての在外公館に任命している知的財産担当官による支援活動により蓄積された実績・ノウハウや地域横断的な情報共有体制から得られた知見の集約・展開等を通じ、日本企業の海外における知的財産の保護強化に貢献した。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 日本経済の足腰と競争力強化のために、インフラ輸出、日本製品の海外輸出、APEC・ビジネス・トラベル・カード等の邦人ビジネス関係者の円滑な域内移動への貢献も含め、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す取組を実施する。
- 2 投資関連協定については、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。
- 3 「FDIタスクフォース」設置公館において、外国企業による対日投資・誘致促進に向けた広報活動・働きかけを強化することにより、対日直接投資の上積み貢献する。また、省庁横断の会議体において、在外公館の意見・要望を他省庁へインプットし、我が国の投資環境の改善に貢献する。
- 4 知的財産の保護水準の引き上げに向け、国際的なルールづくりに一層貢献するとともに、日本企業に対する支援体制を強化する。

参考 1 : 在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	59,234	55,922	50,931

参考 2 : 知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数

	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	133	129	270

参考 3 : APEC・ビジネス・トラベル・カードの交付数

	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	1,395	9,687	28,110